

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

多世代希望のまち基山プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県三養基郡基山町

### 3 地域再生計画の区域

佐賀県三養基郡基山町の全域

### 4 地域再生計画の目標

基山町の総人口は、2000年の19,176人をピークに2015年には17,494人（2000年比▲1,682人）まで減少しており、合計特殊出生率（H20～H24）は1.25と低く、さらには、町の高台にある住宅団地（約1,400戸）の高齢化が急激に進行することもあり、町内の老年人口割合が2020年には30%を超える推計がなされている。

そのため、福岡都市圏在住のアクティブシニアの町内移住施策・若者世代の移住定住施策・子育て充実施策を一体的に実施することにより、住みよいまちづくり、高齢者のための生きがいづくりを行い、合計特殊出生率の向上までを見据えたモデルケースにすることを目的とするものである。

#### 【目標数値】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末
町内移住人口	5 人	15 人	30 人	50 人
町外からの転入人口	20 人	40 人	60 人	100 人
小学校就学期の支援満足度	70%	80%	90%	100%
子育て世代の教室・講座参加者	20 人	50 人	100 人	200 人

### 5 地域再生を図るために行う事業

#### 5-1 全体の概要

本町では、若年層の転出超過ならびに少子高齢化が進行していることから、昨年度、町の高台にある住宅団地（約1,400戸）を対象に町内移住等に関するアンケートを実施ところである。その調査結果（回答率約60%、回答者50代以上の比率約90%）では、約40%の世帯が町の中心部への町内移住を希望しており、住みよいまちづくり、高齢者のための生きがいづくり等が喫緊の課題であることが改めて明らかになった。

そのため、本交付金事業では、福岡都市圏在住のアクティブシニアや子育て・若者

世代の移住と併せて、町内在住の高齢世帯に対して、町内中心部への住み替えを推進するとともに、アクティブシニアの活躍の場の提供と子育て環境充実のための施策を一体的に実施することにより、「多世代希望のまち基山」の実現を図る。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 地方創生推進交付金【A3007】

#### 1 事業主体

佐賀県三養基郡基山町

#### 2 事業の名称及び内容：多世代希望のまち基山プロジェクト

##### (1) ピカピカの一年生プロジェクト

就学前教育から小学校教育への移行期支援として、保育事業の中で小学校就学時のニーズである「生活する力」・「自ら学ぶ力」・「人と関わる力」を育て小学校以降の学びの土台づくりのため、就学前の教育・保育から小学生教育へ移っていく過程におけるトータルサポーターを配置し、4歳児全員（小学校就学1年前）に対し、「どの子も伸びる力を持つ」を前提に発達診断検査を行うなど、教育の連続性と学びの基礎力を養うための支援を行う。

また、保育士、小学校教諭、保護者を対象にした子育てや様々な課題に関する研修会や講演会を行うとともに、小学校教諭が保育園への行事、園児・保護者の小学校の行事等への積極的な参加を集うなど、子育て支援の醸成を図りながら接続期の支援を推進する。

##### (2) 「ようこそ井戸端会議へ！」プロジェクト

未就園児を子育て中の親（ママ）を対象とし、子育て経験者が講師となり、「知りたい、学びたい、触れたい」と思う教室や講座を開設し、「つどい・語る」ことができる場、かつ、多世代の交流の場を設け、地域で子育てを行う環境づくりを行う。

町内保育園・幼稚園6園の連携会議を設け、就学前教育の保育・教育に関する情報交換、課題研修を推進し、「井戸端会議」で未就園児の親（ママ）との交流を図る。

##### (3) 住まいるプロジェクト

本町は、福岡都市圏までJRで25分、車で30分などの近接性を活かした移住定住の促進のため、コーディネーターの設置や移住に関する相談会やポータルサイトの製作、映像コンテンツやパンフレットの作成、福岡都市圏への通勤通学者をターゲットに住宅地情報の提供を行い、効果的・効率的な情報運用・発信を行う。

具体的には、町内の空き家等を利活用するために、

① 大学等と連携し、学生の設計コンペ×地元業者施工による改修というモデル住宅

委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。

- ② 福岡都市圏在住のアクティブシニアをターゲットとして、「平日は都会生活、週末は田舎暮らし」という二地域居住生活を推奨するため、すでに高齢者の活躍の場として町内に開設しているSGK（※）を活用した町内移住のためのサポートセンターの開設や移住後の生活支援のための仕事・社会活動・多世代交流などの情報や機会を提供する。
- ③ 持て余した住宅を有効活用したいと考える高齢者世帯等と移住希望者とのマッチングを図るため、金融機関等と連携した移住・定住サポート窓口体制を確立する。

このような取り組みのPRを、福岡市をメインターゲットとしながら全国各地に展開し、佐賀県の人口維持の「ダム機能」の役割を果たす取り組みを行う。

（※）経験豊かなシニア層を「す（Su）ご（Go）か（Ka）」として登録し、子育て世代のマッチングや地域力の底上げを図ると同時にセカンドライフにおける地域貢献と生きがいの創出を目的として活動している団体

### 3 事業が先導的であると認められる理由

#### 【官民協働】

- ・公立保育所を核に私立保育園、幼稚園の連携強化を図ることにより公立小学校へ連続した事業を行う。
- ・企業とタイアップしたPR施策の実施を行う。
- ・空き家の有効活用のため、学生や民間のノウハウの活用を図ることによる低コストで満足度の高い環境を提供する。

#### 【地域間連携】

- ・子育て支援関係機関（町内保育園・幼稚園、鳥栖保健福祉事務所、佐賀県児童家庭センター、佐賀県児童相談所）と小学校が連携することで人材育成へもつながり、子育て支援の充実を図ることができる。福岡商工会議所等と連携し、会員企業の従業員の子育てに関する満足度調査と移行調査を実施する。
- ・広域連携協議会（福岡市・久留米市・小郡市・鳥栖市）などへの情報発信を自治体間で相互に行うことで、移住者目線での広域的なメリットを図る。

#### 【政策間連携】

- ・移住施策による人口増対策に加え、子育てしやすいまち（住環境×教育環境×親世代の働き方改革）による子育て世代への就労支援施策の連携により、相乗効果を図る。
- ・幼児期の学校教育・保育の質の向上を図り、就学期（学校教育）への子育て支援につなげる。都市圏在住の子育て世代で移住を考えている方、本社移転や企業内保育を

検討している企業に対し支援を行う。

### 【自立性】

・本プロジェクトの実施により、移住・定住施策の好循環の中で、本町の地域コミュニティの醸成が加速し、各種グループや協議会等を立ち上げ、将来的には法人化を目指すNPO団体等により、民間業者のビジネスチャンス拡大や制度化のスキームを確立することで、民間主導による雇用創出と事業継続の効果的な対策となる。

### 【その他の先導性】

・現在行っている子育て支援事業と結び付けることでワンストップ窓口を図る。  
・ポイントは「町内移住による既存ストックの好循環」。本町は、コンパクトな町であることから効果的な定住促進策を進めるため、駅前等の未利用地を活用したサービス付き高齢者向け住宅を建設し、そこに移住した高齢者の住宅には、福岡都市圏からの若者・子育て世代の移住促進を図る。

## 4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末
町内移住人口	5 人	15 人	30 人	50 人
町外からの転入人口	20 人	40 人	60 人	100 人
小学校就学期の支援満足度	70%	80%	90%	100%
子育て世代の教室・講座参加者	20 人	50 人	100 人	200 人

## 5 評価の方法、時期及び体制

本交付金の効率的・効果的な活用のため、PDCAサイクルが重要であるとの認識のもと、毎年度3月末時点のKPIの達成状況や効果などについて、総務企画課が取りまとめ、外部委員等により構成された「基山町まち・ひと・しごと創生推進会議」により検証のうえ、次年度以降の施策に的確にフィードバックすることとしている。

## 6 交付対象事業に要する費用

### 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 51,600 千円

## 7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日（4ヵ年度）

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針位基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 子育て・若者世帯の住宅取得補助金

中学生以下の子どもがいる世帯又は、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が基山町に定住することを目的として、新築住宅又は中古住宅を取得した場合に補助金を交付する。

実施主体：佐賀県三養基郡基山町

事業期間：平成28年8月1日から平成31年3月31日

#### (2) 新婚世帯家賃補助金

過去1年以内に婚姻届出をされた新婚世帯で申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯で、賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、住民登録している世帯に対して一律一万元の家賃補助金を交付する。

実施主体：佐賀県三養基郡基山町

事業期間：平成28年8月1日から平成31年3月31日

#### (3) 社会福祉士相談事業

幼児期から小学校期へのスムーズな移行のため、町独自のソーシャルワーカーを選任し、町内の保育所や幼稚園等の児童に対して個別的、継続的に相談に応じるなど支援を行う。

実施主体：佐賀県三養基郡基山町

事業期間：平成28年7月1日から平成31年3月31日

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標達成状況に係る評価の方法

外部委員等により構成された「基山町まち・ひと・しごと創生推進会議」により検証のうえ、次年度以降の施策に的確にフィードバックすることとしている。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末
町内移住人口	5 人	15 人	30 人	50 人
町外からの転入人口	20 人	40 人	60 人	100 人
小学校就学期の支援満足度	70%	80%	90%	100%
子育て世代の教室・講座参加者	20 人	50 人	100 人	200 人

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

目標の達成状況については、検証後速やかに基山町ホームページ、情報公開コーナーにて公開する。